

滋賀の道路を考える懇談会設置要綱

(目 的)

第1条 「滋賀県道路整備マスタープラン（第3次）」の検証・改定に伴い、滋賀の道路のあり方について検討するため、「滋賀の道路を考える懇談会」（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 滋賀県道路整備マスタープラン（第3次）の検証・改定に関すること。
- (2) 客観的評価マニュアルの検証・改定に関すること。
- (3) 滋賀県道路整備の課題に対する今後の方針検討に関すること。

(構 成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 座長
- (2) 委員
 - 2 座長は、委員の互選により定める。
 - 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
 - 4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。
 - 5 委員は、別表に掲げる者とする。

(懇談会の開催)

第4条 懇談会は、原則として年5回開催する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、滋賀県土木交通部道路整備課に置く。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

付則 この要綱は、令和3年7月12日から施行し、滋賀県道路整備マスタープラン（第3次）策定をもって、その効力を失う。